

議案第 91 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 6 月 18 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 3 の項中「1, 580, 000 円」を「1, 590, 000 円」に、「1, 940, 000 円」を「1, 950, 000 円」に、「2, 260, 000 円」を「2, 270, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。